SKET NEWS

季　刊

スケットニュース

VOL.57

2024年【新春号】

contents

1　新年のご挨拶

2　各部・各事業所よりご挨拶

3　深夜割引の見直しに関して
SKETカード更新のご案内

4　有識者会議最終報告書の考察と今後の動向

5　新制度の受入対象分野について
法務省による実習生統計から

6　改正電子帳簿保存法の対応

組合Facebookページ随時更新中！
http://www.facebook.com/tsk.kumiai

表紙：ベトナム 世界遺産 チャンアン

新年のご挨拶

はじめに

組合員ならびに関係者のみなさま、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

この度、能登半島地震により被災されました方々に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

当組合を取り巻く環境について

昨年を振り返ると、国際事業部門は、新型コロナウイルスの影響から徐々に解放され、国際的な交流が再び活発化し、当組合も、アジア各国と直接交流する機会も増え、ベトナム、フィリピン、インドネシアなど、コロナ禍前から取引のある国々を訪問することができるようになってきました。

一方国内では、新制度に向けて、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」にて議論が行われ、年末に最終報告書が政府に提出されていますので、今後の法案の行方を注視しています。

ETCカード事業部門では、制度的にも１年を通じて大きな変動はありませんでしたが、インボイス制度については、既にご連絡の通り、１０月分の請求書から、新制度に基づいて発行していますが、混乱なく推移しています。

２０２４年について

国際事業部門についてですが、技能実習制度にかわる新制度の内容については注視が必要ですが、新制度の考え方は「国際貢献」から「人手不足」に大きく変化しています。加えて、最近は、組合員さまの外国人労働者に対する選択肢も多種・多様化・増加しており、当組合もグループ企業を通じて、いわゆる技・人・国ビザを持つ高度人材のご紹介や派遣等にも対応できるように準備しています。引き続き、組合員さまの外国人人材の管理・サポートにかかわるコンサルティングについても強化していく考えです。

ETC事業部門では、物流の２０２４年問題等の不安材料があるなかで、ドライバー不足やライドシェア、外国人ドライバーに関する法整備の動向にも注目しています。特に外国人ドライバーに関しては、進展があれば積極的に取り組む予定です。また、平日朝夕割引や深夜・休日割引の改正も検討されています。組合員のみなさまに適切な割引を受けていただくためにも、情報収集を進めています。

最後に

当組合は、昨年も無事に事業を継続することができましたが、これは、ひとえに組合員・関係者のみなさまの変わらぬご支援とご協力の賜物だと本当に感謝しています。あわせて、本年もみなさまと共に新たな一歩を踏み出す決意をより強く思っています。

末筆となりましたが、本年が組合員、関係者のみなさまにとって希望と成功に満ちたものとなりますよう、心から願っております。本年も変わらぬご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

代表理事 理事長　金尾健大

各部・各事務所より～組合員の皆様へ～

【国際事業部】

新年明けましておめでとうございます。
年々、外国人雇用を取り巻く環境が変化していますが、昨年は大きな転換点を迎えた年でした。具体的には、特定技能2号の本格的なスタートであり技能実習制度の改正議論です。
組合員の皆様に期待され求められていることは、これからの外国人雇用をより安定的にかつ発展的に展開していくことだと自覚し、それに応えるべく尽力して参ります。
本年もどうぞよろしくお願い致します。

【カード事業部】

昨年は、エネルギー・資材等の急激な高騰、ドライバー不足という経済環境下でも組合員の皆様の決意と工夫で確実に前進した一年でした。
また、インボイス制度の開始では、弊組合より関係各社・団体すべてに申入れや陳情等積極的に行った結果、組合員の皆様の非生産的負担を回避することができて安堵しております。
今年は、更にいろいろな仕組みが変化する年。今まで以上にスピード感を持ってご対応できるよう努めてまいります。

【名古屋事務所】

2024年の干支は「甲辰（きのえ・たつ）」。
「甲辰」は、「春の日差しが、あまねく成長させる年」。春の暖かい日差しが大地すべてのものに平等に降り注ぎ、急速な成長と変化を誘う年だそうです。
色々な事に挑戦し、大きく成長する一年にします。本年も宜しくお願い致します。

【広島営業所】

明けましておめでとうございます。
新型コロナも落ち着きを取り戻し、現在では以前と同じように多くの実習生が様々な分野で活躍しています。今後技能実習に関する大きな法改正も控えており、営業所一同、組合員の皆様や実習生の為に益々お役に立てるよう、精一杯努めてまいります。本年度も宜しくお願い申し上げます。

【大阪事務所】

謹んで新春のお祝いを申し上げます。
昨年は厳しいコロナ感染対策の制約からも解放され、干支の兎の如く跳び跳ね回るイキイキとした一年でした。本年もその活気を継続しつつ、天にも昇る龍の如き、気持ちも新たに所員一同業務に励んで参ります。変わらずのご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

【福岡事務所】

あけましておめでとうございます。
今年は社会の変化に対応する制度改革の年となります。
九州地区の支援・監理業務を安心してお任せ頂ける様、所員一同力を合わせて取り組んで参ります。どうぞ宜しくお願い致します。

深夜割引の見直しに関して

令和6年度中を目安に、ETCカードの深夜割引制度の見直しが行われる見込みです。ポイントは、適用時間帯の拡大と、割引を適用時間帯のみの走行分を対象とすること。

新たに想定されている割引対象時間は、22時～翌5時で、時間帯は現行と比較して合計で3時間延長されます。大きく変わるのは、22時～翌5時の7時間の間に走行した距離のみが割引対象となること。これまでのように、0～4時の間に高速道路へ乗れば、どれだけ走行しても3割引が適用されるということは原則としてなくなり、割引が適用される走行距離にも上限が設定されます。これは現行の制度では、時間内に長距離を走行しようと無謀運転を引き起こす可能性があり、それを防止するために割引適用距離に上限を設定する必要があるという考えによるものです。

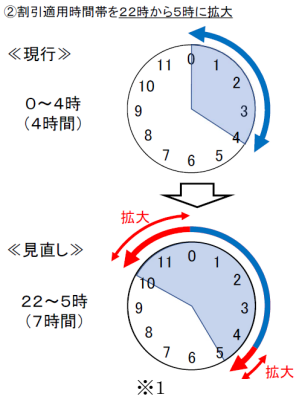

※1

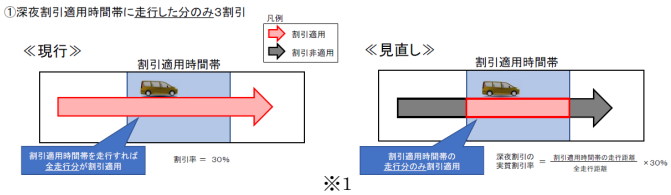

※1

更に車両区分毎に適正な上限距離を設定することで、軽自動車や普通自動車などの場合、割引対象距離は、1時間あたり100km+5kmが上限。速度計の誤差を考慮して1時間あたり+5kmが設定されます。利用時間が4時間を超える場合は、休憩時間として利用時間30分に相当する上限距離を差し引きます。大型車・特大車については、1時間あたり80km+5kmが上限距離になり、休憩時間の適用などは同じです。

割引対象となる一晩あたりの最大距離は、普通自動車等では、682.5km分、大型自動車等では552.5km分となります。

この案によれば深夜割引の適用は事実上縮小される形となりますが、この救済策として、長距離走行時の割引制度である「長距離逓減制」が拡充される予定。深夜割引とは別の制度で昼間問わず利用可能です。従来は100kmを超え、200kmまでは25%割引、200kmを超える場合は30%割引でそれ以降は一律でした。今後はこれをさらに拡充し、400km以上からも割引を強化。400km以上で40%、600km以上で45%、800km以上で50%の割引が適用されるようになる見込みです。

※1、出典:NEXCO東日本【高速道路の深夜割引の見直しについて】資料より

SKETカード更新のご案内

東西商工協同組合で発行しているSKETカードのうち、券面の有効期限が「03-24」となっているカードは、2024年4月1日よりご利用が出来なくなります。

対象のカードを所有されている組合員企様には2024年2月中に有効期限が更新されたカードをお送りする予定です。

以下、更新に関わる注意事項を記載致します。

・今回の更新は、有効期限が2024年3月末となっているSKETカード（**青色のカード）が対象**です。コーポレートカード（緑色のカード）は、今回の更新の対象ではありません。

・更新カードは、到着後、すぐにご利用いただけますので、早急に交換をお願い致します。

・更新後の有効期限は「2029年3月末日」になります（券面表記は「03-29」の表示）。

・2023年10月以降の追加お申込み分、及び2023年12月22日以降の再発行ご依頼分については、新有効期限（2029年3月末）での発行になっております。

・有効期限「03-24」のカードにつきましては、お切り替え終了後、組合員様にて必ずハサミを入れていただき破棄してくださいますようお願い致します。（返却の必要はございません）

※ご不明な点がございましたら、カード事業部(TEL：03-5442-2277)までお問い合わせください。

有識者会議最終報告書の考察と今後の動向

技能実習法の附則第２条は、「政府は本法施行後５年を目途として法施行状況を勘案し、本法について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずる。」と定めています。

この条文に基づき、２０２２年１１月に技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議が設置されました。有識者会議は、関係者からのヒヤリングや１６回にわたる審議の末、２０２３年１１月に制度の見直しについての提言を最終報告書として取りまとめ、小泉法務大臣に提出しました。

最終報告書の提言のポイントは以下の１０項目です。

１．まず総論として、**現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度**を創設します。基本的に**３年間**の育成期間で、特定技能1号水準の人材を育成することを目的とし、名称を育成就労制度とします。

２．新制度の受入れ対象分野は、**特定技能制度における「特定産業分野」に限定**します。従事業務の範囲は、特定技能の業務区分と同一とします。

３．**受入れ対象分野ごとに受入れ見込み数を設定**し、受入れの上限として運用します。受入見込み数や対象分野は、有識者等で構成する会議体の意見を踏まえ、政府が判断します。

４．新制度での転籍の在り方については、現行制度の「やむを得ない事情がある場合」の範囲を拡大・明確化し、手続きを柔軟化します。**一定要件の下、本人の意向による転籍も認めます**。ただし、急激な変化を緩和するため、当分の間、分野によって**一定期間は本人意向転籍を認めない**など、経過措置を講じることを検討します。

５．**OTITの機能を強化、特定技能外国人への相談援助業務を追加**します。**監理団体は許可を取り直すこと**とし、独立性・中立性確保や職員の配置等、許可要件を厳格化します。受入れ機関についても、分野別協議会加入等の要件が加わります。

６．特定技能制度は現行制度を存続するものの、新制度から特定技能１号への移行には、**技能検定３級、日本語能力試験N４の合格等**を条件とします。ただし不合格者は再受験のため最長１年の在留継続を認めます。支援業務の委託先は登録支援機関に限定し、登録要件を厳格化します。

７．国の業所管省庁は受入れ指針等を策定し、法務・厚労両省など制度所管省庁と連絡調整に当たります。

８．**送出機関の取締りを強化**します。送出機関・受入れ機関の情報の透明性を高めます。支払手数料を抑え、外国人と受入れ機関が適切に分担する仕組みを導入します。

９．**就労開始前のN５合格又は講習受講、特定技能１号移行時のN４合格**など、段階的な日本語能力の向上を目指します。

１０．人権侵害行為については現行制度下でも可能な対処を迅速に行います。新制度への移行期間を十分に確保します。

最終報告書を受けて、政府・与党は技能実習法改正等の必要な措置を取りまとめ、通常国会に提出する予定です。改正法が国会で成立すれば、**早ければ来年度中にも新制度が発足**します。その場合も、現行制度からの移行期間が設けられるため、現制度で受け入れた実習生は、現制度での在留が認められます。

最終報告書の提言のうち、２の受入れ対象分野や４の転籍等、引き続きさまざまな意見が出ており、法改正が実現するまで、紆余曲折があるものと予想されます。

文：顧問　鷲見良彦
（元 公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）　常務理事）

新制度の受入対象分野について

先の記事で「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の最終報告」について述べていますが、その中の「受入対象分野」について考察を加えます。

技能実習制度では職種が合致していれば受け入れることが可能でした。しかし新制度では特定技能制度と同様に【協議会への加入】に加えて【産業分類】も合致しなければならないとされることになっています。特定技能制度と同じ１２職種にあわせるとされていますが、技能実習制度は８３職種１５１作業ありますので、廃止となると職種が大幅に縮小されることになります。

現状では特定技能制度の職種に合わせるということなので、**現在特定技能者の受入れが出来ない職種では今後の運用が出来ない**ということになってしまいます。具体的には以下の職種は育成就労制度では受入れが出来なくなる可能性があります。

① 繊維・衣服関係
② コンクリート製品製造
③ 印刷系
④ スーパーマーケット内の食料品製造
⑤ 輸送系機械・器具製造
⑥ 紙器系製造
⑦ 木材加工
⑧ １年のみの実習

これらの職種は、特定技能の産業分野に存在しないため、新制度では受入れが出来なくなると考えられます。

新制度については、２０２４年の通常国会に新制度創設のための関連法案の提出が予定されています。これらの内容を元に国会にて議論されたうえで最終的な法案が出来ると思われますので、まだ職種に関しては見直される可能性もあるのではないでしょうか。

法務省による実習生統計から

法務省発表（令和５年１０月１３日）の「令和５年６月末現在の在留外国人数」より技能実習における国別割合をグラフ化したものです。

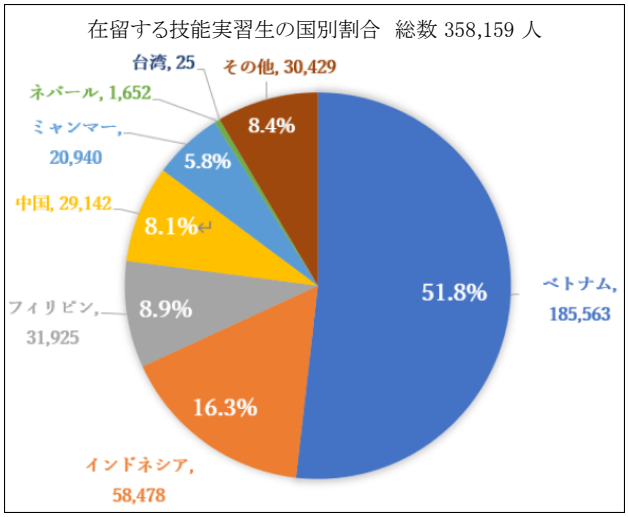

このように現状ではベトナムからの技能実習生が全体の過半数を占めている状況です。ただし増加率は昨年対比で５.２%増となっており、一時期に比べると増加率はかなり下がってきています。

ベトナムに比べて顕著に増加してきている国が、ネパール（３０.５%増加）、インドネシア（２７.４%増加）、ミャンマー（２２.９%増加）となっています。それでも今後しばらくはベトナムが多数を占める状態が続くものと考えられます。

ベトナムには現地法人企業の工場も多く、比較的短時間にて渡航できる強みもあるために現状の比率から下がっても３０%台くらいで落ち着くのではないかと考えています。インドネシアに関しては２０%台に乗ってくるのではないかと予想されます。

制度自体が大きな変革を迎えていますが、日本で働く外国人材に関しては働きやすい環境になるような改革が望ましいのではないかと思います。

改正電子帳簿保存法への対応

２０２４年１月１日以降に行う電子取引から電子データ保存が実質的に義務化されます。ここで「電子帳簿保存法」について触れたいと思います。

電子帳簿保存法の保存区分

まず、電子帳簿保存法は、各税法で保存が義務付けられている帳簿・書類を電子データで保存するためのルール等を定めた法律です。

保存については３つの区分に分けられます。

① 電子帳簿等保存

② スキャナ保存

③ 電子取引データ保存

ここでは③電子取引データ保存について、触れていきます。電子取引データ保存は、電子取引データを紙ではなく電子データで保存するというものですが、電子データを保存する際には各種要件が定められています。

1.システム概要に関する書類の備え付け

2.見読可能装置の備え付け

3.検索機能の確保

4.データの真実性を担保する措置

というのが要件となり、１はマニュアル等を指し、２はディスプレイ等を指します。電子取引データ保存のポイントとして３と４がポイントになります。

検索機能の確保について

「3.検索機能の確保」は、「取引年月日」「取引金額」「取引先」で検索できる状態にしておかなくてはならないことです。

A）専用ソフトで機能を備える方法

B）保存するファイル名を「取引年月日_取引先_取引金額」のようにしておくことでフォルダの検索機能が使えるようにしておく方法

C）Excel等で索引簿を作成し、ファイルと関係づけて検索できるようにしておく方法

の各種方法も認められています。

データの真実性を担保する措置について

「4.データの真実性を担保する措置」は、

A）タイムスタンプが付されたデータを受け取る

B）データに速やかにタイムスタンプを押す

C）データの訂正削除が記録される又は禁止されたシステムでデータを受け取って保存する

D）不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を整備・運用する

というA～Dのいずれかを行うことが求められます。

「不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程」を整備・運用する方法が、最もハードルが低い方法です。事務処理規程のひな型については、国税庁のホームページからダウンロードすることができます。これを参考にしながら、自社のやり方（ファイル名の付与または索引簿の作成等）にあわせて規程を作成しておきます。

今回は、電子取引データ保存に関する「要件」という部分に触れておりますが、この他にも対応をしなければならない「要件」はありますので、国税庁ホームページなどをご確認ください。

編集後記

今年の干支は辰。辰は竜の年。竜（龍）は力強く舞い、変化や進展をもたらす象徴とされているとのこと。昨年は様々な社会情勢が続き、大変な一年でもありました。今年は登り竜（龍）のごとく、転じて、勇壮果敢で勢い付く一年となるよう期待したい。また、「竜」が入る諺に 「画竜点睛」があり、 わずかなことであるが、それを加えることによって物事が完成、成就するとあるように努力し続けることを新年の目標とし、組合員の皆様に紙面を通して様々な情報を提供できるよう努めてまいります。

TSK
東西商工協同組合
〒108-0014
東京都港区芝4-3-5　岡田ビル
TEL：03-5442-2277
FAX：03-5442-2477
ホームページ
http://tsk-gr.com/